

## 所有者等の探索の開始等の公告

下記2の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、同条第2項の規定により、公告する。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記6の提出先宛てに意見又は資料を提出することができるので、同法第4条後段の規定により、公告する。

令和7年2月5日

熊本地方法務局 登記官 川 畑 文 保

### 記

- 1 手続番号 第3300-2024-6125号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
上益城郡御船町大字辺田見字中原1839番
- 3 地目 畑
- 4 地積 152平方メートル
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項  
金柿金三郎
- 6 意見又は資料の提出先  
〒862-0971  
熊本市中央区大江三丁目1番53号  
熊本地方法務局不動産登記部門  
連絡先（096）364-2221